

諮問日：令和元年8月29日（令和元年度（個）諮問第5号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（個）答申第6号）

件名：熊本家庭裁判所に対する特定の申立てに関する文書に記録された保有個人情報の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、熊本家庭裁判所長が、別紙2記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）に記録された苦情申出人に係る保有個人情報の一部を開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、熊本家庭裁判所長が令和元年7月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

熊本家庭裁判所が開示した司法行政文書には、苦情申出人が申し立てをした家庭裁判所調査官の処分に対する異議（不服）申立てに対して、その結論の理由が「対応の必要なし。」としか記載されていない。これでは、どのような理由をもって「対応の必要なし。」との判断に至ったのかが全く記載されていないため、これが「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように作成された司法行政文書」に該当しないことは明らかである。

そうすると、熊本家庭裁判所は合理的な司法行政の運用に瑕疵があったため

に、「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように作成された司法行政文書」が作成できなかったことが強く疑われる。その場合、このような不適切な司法行政の運用による決定は取り消し、情報開示請求の対象となる、「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように作成された司法行政文書」が作成可能な司法行政の運用をしていかなければならない。

以上のことから、熊本家庭裁判所が開示した情報は、苦情申出人が情報開示の対象とした、「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように作成された司法行政文書」とは到底いえないものなのだから、開示申出人が開示請求の対象とした書面の作成及びその作成に必要な熊本家庭裁判所の決定のやり直しを求める。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示の申出を受理した令和元年6月11日時点において、熊本家庭裁判所が保有していた本件対象個人情報、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）を除いて全て開示しており、ほかに該当する情報は保有していない。
- 2 苦情申出人は、熊本家庭裁判所が開示した保有個人情報は、苦情申出人が開示を求めた「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように作成された司法行政文書」とは到底いえないものなのだから、苦情申出人が開示申出の対象とした書面の作成及びその作成に必要な決定のやり直しをすべき旨主張する。

しかしながら、開示の手續の対象となる保有個人情報とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているものをいうのであり（取扱要綱記第1

の4)、裁判所においては、保有している個人情報を開示の手續の対象とすれば足り、開示の申出に応じるために個人情報を作成する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年8月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年12月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、苦情申出人が熊本家庭裁判所宛てに提出した申立書並びに同申立てに関する同裁判所の対応についての決裁票及びその添付書面である。これらの記載内容を踏まえて検討すれば、熊本家庭裁判所長が、本件保有個人情報が記録された司法行政文書として本件対象文書を特定したことは相当である。

そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、熊本家庭裁判所においては、本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された司法行政文書は保有していないとのことであり、本件開示の申出に係る苦情申出人がした申立ての内容に照らし、このような説明の内容が不合理とはいえない。

この点について、苦情申出人は、本件対象文書が苦情申出人において開示を申し出た文書とは到底いえないことから、当該文書の作成及びその作成に必要な決定のやり直しをすべき旨主張しており、その趣旨は、本件対象文書の記載内容が不十分であることから、改めて司法行政文書を作成するよう求めるものと解される。しかし、取扱要綱によれば、保有個人情報開示手續の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものをいい（取扱要綱記第1の4）、

同手続において開示の申出に応じるために個人情報を作成することは予定されていない。したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

よって、熊本家庭裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、熊本家庭裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙 1

- 1 特定日付けの書面で苦情申出人が申し立てをした、「家庭裁判所調査官の処分に対する異議（不服）申立てに対して、「本書面に対しては、何ら対応は行わない。」とした決定に対する異議（不服）申立て」に関して、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように作成された司法行政文書
- 2 その他、特定日付けの書面で苦情申出人が申し立てをした、「家庭裁判所調査官の処分に対する異議（不服）申立てに対して、「本書面に対しては、何ら対応は行わない。」とした決定に対する異議（不服）申立て」に関する司法行政文書の全て

別紙 2

- 1 決裁票（熊本家裁総第409号）
- 2 「【結論】」から始まる文書
- 3 家庭裁判所調査官の処分に対する異議（不服）申立てに対して、「本書面に対しては、何ら対応は行わない。」とした決定に対する異議（不服）申立て